

(令和元年10月1日現在適用中)

1. 商品名	・ 農業近代化資金
2. ご融資対象者	・ J Aの組合員で農業を営む個人の方。 ・ J Aの組合員で組織する農業を営む法人、団体。 (認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業を営む任意団体等) ※ J Aの組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となる ことができます。 ※ 詳細につきましては、J A窓口までお問い合わせください。
3. 資金使途	・ 農産物の生産、流通または加工に必要な施設の改良、造成、復旧または取得 に要する資金 ・ 永年性植物の植栽または育成に要する資金 ・ 家畜の購入または育成に要する資金 ・ 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地または牧野の改良、造成 または復旧に要する資金 ・ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事 の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定 するもの ※ その他の資金使途につきましては、J A窓口までお問い合わせください。
4. ご融資期間	・ 15年以内 (うち据置期間2～7年以内)
5. ご融資金額	・ 認定農業者以外の方は、事業費の80%以内で次の範囲となります。 個人の方・・・1,800万円以内 法人、集落営農組織等・・・2億円以内 農業参入法人・・・1億5,000万円以内 ・ 認定農業者の方は、特例として事業費の100%以内が適用され、次の範囲とな ります。 個人の方・・・1,800万円以内 法人 (農業参入法人含む)・・・3,600万円以内
6. ご融資利率	・ 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」に基づく利率といたし ます。
7. 金利情報の 入手方法	・ 現在のご融資利率につきましては、J A窓口までお問い合わせください。
8. ご返済方法	・ 元金均等返済とし、ご返済日は毎年10月25日の年1回とします。 ・ 利息のお支払日は毎年4月25日および10月25日の年2回とします。
9. 担 保	・ 必要ありません。 ※ 保証機関の審査、ご融資条件によっては、担保が必要となる場合がございます。
10. 保 証	・ 原則として、福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。 ※ 保証機関の審査、ご融資条件によっては、連帯保証人が必要となる場合が ございます。

11. 保証料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご融資時に、福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料を一括でお支払いいただきます。</li><li>・上記一括払いのほかに、約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただく分割後払いもお選びいただくことができます。</li></ul>
12. 手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>・繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途 J A 所定の手数料が必要となります。</li></ul>
13. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当の J A にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li><li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当の J A または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</li></ul>
14. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・お申込みに際しては、J A および J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>・ご返済額の試算については、J A 窓口までお問い合わせください。</li></ul>

・ご不明な点は、J A 窓口までお気軽にお問い合わせください。